

6

景観づくりの推進

1. 景観づくり事業の活用

1) 産業振興方策との連携

本市は、人口の減少や高齢化等により、低・未利用地の発生や空き家・空き店舗の増加が顕在化しつつあります。真に豊かな景観づくりを実現するためには、農林業や商工業が活力を持つことが大切であり、自然環境や農地が適正に維持され、利用されることが重要です。このため、国や県、本市が実施する農林業の振興施策や商店街の活性化などの産業振興方策と施策を図り、総合的なまちづくりの推進の視点に基づき景観づくりに取り組みます。

2) 国・県の制度や事業の活用等

良好な景観づくりを着実に実施するために、景観法に基づく諸制度の活用に加え、関連する法制度や景観づくりの活動・事業の支援制度を活用し、効果的な景観づくりを推進します。

■ 取り組みの例

○ 景観法の活用や関連制度の活用・連携

- ・ 大規模な森林の伐採を誘導する森林法との連携
- ・ 屋外広告物を規制・誘導する屋外広告物法の活用
- ・ 中町重要伝統的建造物群保存地区や国名勝地である金平成園（澤成園）等の周辺において、歴史的な建造物や祭礼等の地域の風情や趣を醸し出している資源を活かし、良好な市街地の環境（歴史的風致）を維持・向上させ、後世に継承するための制度及び事業（歴史まちづくり法）
- ・ 特定の地区を対象として、良好なまち並みの形成、誘導を行い、その周辺の施設（道路や公園等）を整備し、良好な景観づくりを支援する制度（街並み環境整備事業）

○ 景観づくり活動や事業の支援制度の活用

- ・ 県等が実施する景観学習の事業や景観に関する普及啓発や人材育成事業
- ・ 歴史的な建造物のほか、物作りの技、販売の技などを持つ達人等を博物館に見立て、特に地域の活性化等に寄与するものを市が認定し、観光客に訪れやすい環境を整備する事業（小さなまちかど博物館事業）
- ・ 住民や専門家等で構成され、地域にふさわしい場づくりを推進する活動（横町十文字まちそだて会等）

2. 景観づくりの体制

1) 景観づくりの体制の構築

良好な景観づくりの推進には、行政の担当部局だけでなく、関係する様々な主体が連携して取り組む体制を構築することが大切です。

そのため、市民、学識経験者、専門家、行政等による景観づくり審議会を設置し、景観施策を総合的に推進する体制を構築します。また、行政が一体となり景観づくりを進めていくため、景観づくりに関連する道路や公園、公共建築物等の整備や案内サインの整備、観光等の各種イベントなどと連携を図るための連絡調整を行う場の設置を検討します。

さらに、大規模建築物等の規制・誘導や景観づくり推進地区の景観づくりの推進、景観に関する教育・学習の実施などを目的として、景観づくりアドバイザー制度を創設します。その上、青森県や周辺の市町村との連携を図りながら、道路や河川、岩木山の眺めなど広域的な景観づくりの推進を図ります。

■ 取り組みの例

- ・ 景観づくり審議会の創設
- ・ 景観アドバイザー制度の検討
- ・ 庁内の連絡・調整の場づくり
- ・ 津軽地域における広域的（県や周辺市町村）な連携の場づくり

2) 景観整備機構の指定

景観づくりの普及・啓発や各種事業の円滑かつ効果的な実施を目的として、景観づくり活動を推進する団体や建築士会等の専門家の団体等を対象として、景観整備機構の指定を検討します。

3) 施策の進捗状況の定期的な点検・見直し

景観づくりの取り組みを効果的に推進するためには、景観づくり施策を徐々に発展・充実させることが大切です。そのため、施策の進捗状況を定期的に点検・評価し、その結果を公表するなど、持続性のある景観づくりの取り組みを進めます。